

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の事務取扱いに関する訓令

平成21年3月17日

本部訓令第6号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 届出書の確認等（第2条）

第3章 インターネット異性紹介事業の届出（第3条—第6条）

第4章 監督（第7条—第10条）

第5章 報告等（第11条・第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）に規定するインターネット異性紹介事業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2章 届出書の確認等

第2条 署長は、インターネット異性紹介事業に係る届出書の提出を受けたときは、当該届出書が法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）その他の法令に定められた形式上の要件に適合するか否かの確認をした上で受理するものとする。この場合において、当該要件に適合していないものについては、必要な補正を求める等適切な措置を講じるものとする。

2 署長は、前項の届出書の提出を受けたときは、インターネット異性紹介事業届出等受理簿（別記様式第1号。以下「届出等受理簿」という。）に必要事項を記載し、その処理状況を管理しなければならない。

第3章 インターネット異性紹介事業の届出

（開始の届出）

第3条 署長は、規則第1条第1項に規定する事業開始届出書（以下「開始届出書」という。）を受理したときは、許可事務指導室長にその旨を電話により速報するとともに、当該開始届出書（添付書類を除く。）の写しをファクシミリ装置その他の方法により速やかに送付

するものとする。

2 許可事務指導室長は、前項の速報を受けたときは、インターネット異性紹介事業開始届出等確認番号簿（別記様式第2号）によりインターネット異性紹介事業に係る届出を受理したことを確認する番号（以下「届出確認番号」という。）を指定し、速やかに当該署長に当該番号を連絡するものとする。この場合において、届出確認番号の連絡を受けた署長は、届出等受理簿に当該番号を記載するものとする。

3 署長は、前2項の処理が終了したときは、インターネット異性紹介事業届出書等送付書（別記様式第3号。以下「届出書等送付書」という。）に、当該開始届出書及びその添付書類のそれぞれの写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

（廃止の届出）

第4条 署長は、規則第2条第1項第1号に規定する事業廃止届出書を受理したときは、届出書等送付書に当該事業廃止届出書の写しを添えて、速やかに許可事務指導室長に送付するものとする。

（変更の届出等）

第5条 第3条の規定は、規則第2条第1項第2号に規定する届出事項変更届出書（以下「変更届出書」という。）を受理した場合の措置について準用する。

2 署長は、法第7条第2項の規定による都道府県公安委員会の管轄区域を異にして事務所を変更する変更届出書を受理したときは、前項において準用する第3条の規定による措置を講じるとともに、許可事務指導室長を経由して変更前の事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該変更届出書に記載するインターネット異性紹介事業者の指導監督に必要な書類等の送付を求めるものとする。

3 署長は、法第7条第2項の規定により都道府県公安委員会の管轄区域を異にして事務所を変更した変更届出書を受理した都道府県公安委員会から、当該変更届出書に記載するインターネット異性紹介事業者の指導監督に必要な書類等の送付の依頼があったときは、速やかに許可事務指導室長を経由して当該書類等の写しを送付するものとする。

（台帳の作成等）

第6条 第3条第3項（第5条第1項において準用する場合（都道府県公安委員会の管轄区域を異にして事務所を変更するときに限る。）を含む。）の規定により開始届出書等の写しの送付を受けた許可事務指導室長は、インターネット異性紹介事業届出台帳（別記様式第4号。以下「事業届出台帳」という。）を2部作成し、1部は許可事務指導室において管理し、他の1部は当該送付に係る署長に送付するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、事業届出台帳に記載する事項に変更等があったときは、その都度必要事項を記載するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 3 事業届出台帳は、書面による管理に代えて電磁的記録による管理ができるものとする。この場合においては、適宜の様式によることができるものとする。

第4章 監督

(処分の上申等)

第7条 署長は、法第13条の規定による指示（以下単に「指示」という。）又は法第14条の規定によるインターネット異性紹介事業の停止又は廃止の命令（以下「停止等命令」という。）を行う必要があると認めるときは、指示にあつては生活安全部長に、停止等命令にあつては公安委員会に当該処分の上申をしなければならない。

- 2 前項の上申は、行政処分上申書（別記様式第5号）に疎明資料を添えて、生活安全企画課長を経由して行うものとする。
- 3 生活安全企画課長は、第1項の上申を受けたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項の規定に該当する場合を除き、当該処分に係る事案に関し、聴聞を行う場合にあつては聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第8条に規定する聴聞通知書を、弁明の機会を付与する場合にあつては同規則第20条に規定する弁明通知書を作成し、当該処分の名あて人となるべき者に通知するものとする。この場合において、当該通知は、当該上申に係る署長を経由して行うことができる。

(処分の執行等)

第8条 生活安全企画課長は、前条第1項の上申に係る処分が決定された場合は、当該処分が指示であるときは規則第7条に規定する指示書（以下単に「指示書」という。）を、停止等命令であるときは規則第8条に規定する命令書（以下単に「命令書」という。）を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。

- 2 署長は、指示書又は命令書の送付を受けたときは、速やかにその名あて人に交付し、処分を執行するものとする。この場合においては、受領書（別記様式第6号）を徴するものとする。
- 3 署長は、処分を執行したときは、その執行状況を行政処分執行報告書（別記様式第7号）により生活安全企画課長を経由して本部長に報告するとともに、行政処分台帳（別記様式第8号）を作成するものとする。
- 4 署長は、処分実施後における措置状況を適宜確認し、生活安全企画課長を経由して本部

長に報告するものとする。

(処分移送通知書等の送付)

第9条 生活安全企画課長は、法第15条第1項に規定する処分移送通知書（以下単に「処分移送通知書」という。）を送付するときは、当該処分に係る事案に関する資料その他処分を行うために必要となる書類（以下「処分関係書類」という。）を添付するものとする。

2 生活安全企画課長は、処分移送通知書の送付を受けたときは、速やかに当該処分移送通知書に記載するインターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する署長（以下「事務所管轄署長」という。）にその写しを送付するものとする。

3 生活安全企画課長は、送付を受けた処分移送通知書に処分関係書類の添付がないときは、速やかに当該都道府県公安委員会に当該処分関係資料の送付を求めるものとする。この場合において、処分関係資料の送付を受けたときは、速やかにその写しを事務所管轄署長に送付するものとする。

(処分移送通知受領後における措置)

第10条 第7条及び第8条の規定は、他の都道府県公安委員会から処分移送通知書を受領した場合における法第15条第2項第1号の規定による指示又は同項第2号の規定によるインターネット異性紹介事業の停止の命令について準用する。

第5章 報告等

(報告等の徴収)

第11条 生活安全企画課長及び署長（以下「署長等」という。）は、法第16条の規定による報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を受けた場合において、当該提出を受けた資料に返還を要するものがあるときは、預り書（別記様式第9号）を交付するものとする。

2 署長等は、返還を要する資料の提出を受けたときは、可能な限り速やかに返還するものとし、これを返還する際には、受取書（別記様式第10号）と引き換えに行うものとする。

3 署長等は、報告等を求めようとするインターネット異性紹介事業者の事務所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域にあるときは、事前に生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

(違反行為等の他の都道府県公安委員会への通報等)

第12条 署長は、他の都道府県公安委員会の管轄区域に事務所を置くインターネット異性紹介事業者が、法第17条第1項第2号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき又は同号に規定する処分に違反したと認めるときは、規則第11条第2項に規定

する事項を生活安全企画課長に速報するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、前項の速報を受けたときは、速やかに行政処分事由該当事案等通報書（別記様式第11号）により法第17条第2項の規定による通報（以下単に「通報」という。）をするものとする。
- 3 生活安全企画課長は、他の都道府県公安委員会から通報を受けた場合であって、当該通報に係るインターネット異性紹介事業者の事務所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更されているときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該通報を受けた事項を連絡するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく是正命令及び報告の徴収等に係る事務の取扱いに関する訓令の廃止）
- 2 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく是正命令及び報告の徴収等に係る事務の取扱いに関する訓令（平成17年徳島県警察本部訓令第2号）は、廃止する。
（徳島県警察事務専決規程の一部改正）
- 3 徳島県警察事務専決規程（昭和46年徳島県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年3月27日本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日本部訓令第19号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令、古物営業法の事務取扱いに関する訓令、質屋営業法の事務取扱いに関する訓令、警備業法の事務取扱いに関する訓令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の事務取扱いに関する訓令及び探偵業の業務の適正化に関する法律の事務取扱いに関する訓令（以下「旧訓令」

という。)の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令、古物営業法の手続取扱いに関する訓令、質屋営業法の手続取扱いに関する訓令、警備業法の手続取扱いに関する訓令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の手続取扱いに関する訓令及び探偵業の業務の適正化に関する法律の手続取扱いに関する訓令(以下「新訓令」という。)の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この訓令の施行の際現に旧訓令の規定により作成された台帳は、新訓令の規定に基づき作成されたものとみなす。

4 旧訓令に基づく様式は、改正後、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和7年3月25日本部訓令第15号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

※別記様式省略